

令和6年度

広域農業基盤整備管理調査

庄内あさひ地区事後評価調査業務

現 場 説 明 書

東北農政局

1. 契約の保証について
別紙1のとおりである。

2. 積算体系
本業務の積算体系は「設計業務」としている。
なお、工種区分は「実施設計以外」としている。

3. 打合せについて
(1) 打合せは、東北農政局で行うこととしている。
(2) 打合せに係る配置人員は下表のとおりとし、打合せの作業日数は0.5日/回計上している。
なお、往復移動に係る基準日額は計上していない。

打合せ \ 職種	主任技師 (人/回)	技師A (人/回)	技師B (人/回)
初 回	0.5	0.5	
第 2 回		0.5	0.5
第 3 回		0.5	0.5
第 4 回		0.5	0.5
最 終 回	0.5	0.5	

4. 作業歩掛について
作業歩掛の適用（打合せを除く）は下表のとおり考えている。
なお、「2-3 現地調査往復基準日額」は、現地調査の往復移動に係る基準日額であり、0.5日/職種を見込んでいる。
ただし、見積もりの参考に示すものであり契約変更の対象を示すものではない。
作業歩掛の実態について、調査を行うので業務完成時に別紙-2の「見積歩掛実態調査表」に記入の上、監督職員に提出すること。

(単位：人)

作 業 項 目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 資料の検討	4.0	4.0	4.0		
1-1 資料の収集	2.0	2.0	2.0		
1-2 資料の検討	2.0	2.0	2.0		
2. 現地調査		2.0	4.5	5.0	2.5
2-1 造成施設状況調査			1.5	2.0	2.0
2-2 営農状況把握調査		1.5	2.5	2.5	
2-3 現地調査往復基準日額		0.5	0.5	0.5	0.5
3. アンケート調査	1.0	3.5	4.0	5.0	14.0
3-1 営農状況・生活環境調査票の作成	0.5	1.0	2.0	2.0	
3-2 営農状況・生活環境調査票の配布・回収		1.0		1.0	7.0
3-3 集計・分析	0.5	1.5	2.0	2.0	7.0

4. 費用対効果の分析	3.0	8.0	9.0	16.0	17.0
4-1 総費用の算定	1.0	2.5	3.0	8.0	8.0
4-2 総便益の算定	2.0	4.5	5.0	7.0	9.0
4-3 総費用総便益比の算定		1.0	1.0	1.0	
5. 評価結果（案）及び基礎資料（案）等の作成	2.5	5.0	10.0	11.0	13.0
5-1 基礎資料（案）等の作成	1.5	3.0	8.0	8.0	8.0
5-2 評価結果（案）の作成	1.0	2.0	2.0	3.0	5.0
6. 点検取りまとめ	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0

5. 積算基地について

- (1) 積算上の基地は「仙台市」で考えている。
- (2) 打合せについては、旅費交通費を計上していない。
- (3) 外業については、「山形県鶴岡市」に滞在し、宿泊による作業で考えている。
外業の旅費交通費は、ライトバンによる移動とし、移動時間を2時間/日で考えている。
高速道路（仙台宮城 IC～月山 IC 間）を利用するものとして、高速料金（往復）5,382 円（税抜き）を計上している。
- (4) 外業の宿泊日数については、以下のとおり考えている。

職種	宿泊日数
技師 A	1 泊
技師 B	4 泊
技師 C	4 泊
技術員	2 泊

6. 業務管理

特別仕様書第4章第4-1条（2）に示す「工事及び業務の情報共有システム活用要領」1-5で見込んでいる情報共有システムの費用等は次のとおりである。

- (1) 見込んでいる費用：月額利用料 11,100 円／月
- (2) アカウント数：アカウント数 12 ユーザー
- (3) 使用容量の上限：5 GB
- (4) 使用期間：11 ヶ月

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにそ

の内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙－ 2

見積等歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は、本業務に関する作業歩掛の実態を把握し、見積等歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2. 概要

発注者	局名	
	担当部署	
	業務名	
	担当者名	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩掛（発注者記載）						歩掛（受注者記載）					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合計													

4. 歩掛に差異が生じた理由（発注者記入）

5. 歩掛に差異が生じた理由（受注者記入）

別 紙－１

１．契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課課長補佐（主計） 昆野淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島明成」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島明成」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島明成」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ

の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。